

中央大学特定課題研究費 一研究報告書一

所属	法学部	身分	教授
氏名	徳本 広孝		
NAME	TOKUMOTO HIROTAKA		

1. 研究課題

（和文）団体の規律維持に関する日独比較研究

（英文）A comparative study between Japan and Germany on the organizational governance

2. 研究期間

2年間（2018年度・2019年度）

3. 研究の概要（背景・目的・研究計画・内容および成果 和文 600字程度、英文 50word程度）

（和文）

本研究は、各種団体の規律維持（ガバナンス）のための法的な仕組みに関する日独比較研究を行うことを目的としている。本研究は、行政法学の観点から伝統的な行政主体である国・地方公共団体のほか、独立行政法人などの特別行政主体をも研究対象とするが、それにとどまらず行政上の事務あるいは公益的な活動の担い手としての私法人をも検討対象とする。本課題が「団体」を対象とする所以である。例えば、大学には国立大学法人と私立大学とがあるが、前者は各設置法に基づき設置され、国立大学法人法により運営される特別行政主体であるが、後者は私立学校法に基づき私人が設置する私法人である。学問の自由や大学自治の保障をふまえ、教育基本法や学校教育法などの共通の法令による規律を受けており、両者のガバナンスの在り方には共通点も多い。もっとも、両者は異なる法形式により設置されており、行政法理論・行政法総論の及ぶ範囲を検討する上で大学は興味深い素材となりうる。この2年間は研究不正を素材として大学の規律維持の在り方を検討した。2018年にはハンブルク大学の Trute 教授の講演に係る翻訳原稿を公表し、2019年には日中公法学シンポジウムにおいて、研究不正に関する日本の判例の分析を行い、報告した。なお、現在、ドイツの大学自治に関する判例の検討を進めている。

（英文）

In 2018 I published a translation of a lecture about academic misconduct by Professor Trute of the University of Hamburg, and in 2019 I analyzed and reported on Japanese precedents on academic misconduct at the Japan-China Public Law Symposium.